



2教特第1192号
2教体第1462号
令和2年8月17日

各県立特別支援学校長 殿

福岡県教育委員会教育長

教育活動における新型コロナウイルスの感染防止等に係る
留意事項の更新について（通知）

このことについて、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」（文部科学省）が改訂されたこと等を踏まえ、「教育活動における新型コロナウイルス感染防止等に係る留意事項について」（令和2年6月17日2教特第794号・2教体第833号）で示していた留意事項を見直し、「教育活動における感染防止等に係る留意事項」（別紙1）及び「部活動の留意事項」（別紙2）を更新しました。

については、別紙1及び別紙2、並びに「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組について」（令和2年7月2日2教特第880号）を参考に、教育活動を継続していただきますようお願いします。

なお、この留意事項については、今後の感染状況等に応じ、変更する必要があることを申し添えます。

【本件連絡先】

- 教育活動に関すること
特別支援教育課
指導班 藤野 和男
TEL：092-643-3914
- 保健管理に関すること
体育スポーツ健康課
保健給食係 諸藤 彰
TEL：092-643-3922
- 運動部活動に関すること
体育スポーツ健康課
体育・健康教育班 内田 ひろみ
TEL：092-643-3923

教育活動における感染防止等に係る留意事項

特別支援教育課・体育スポーツ健康課

1 基本的な対応

- (1) 可能な限り3つの密を回避する工夫を行い、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しながら、教育活動を継続すること。その際「新しい生活様式」の実践例（厚生労働省）を参考にすること
- (2) 学校医及び学校薬剤師などと連携し、感染防止について具体的な指導・助言を得ることができるような体制を構築しておくこと。
- (3) 感染者及び濃厚接触者の発生について把握できるような連絡体制を構築しておくこと。その際、個人情報取り扱いについては十分留意すること。
- (4) マスクについては、感染防止の観点から身体的距離が十分取れないときは着用するよう指導すること。また、公共交通機関においては、マスクの常時着用を促すとともに、会話を控えることなど感染防止について指導すること。ただし、次の場合には、マスクを着用する必要はないこと。
 - ア 十分な身体的距離が取れる場合
 - イ 気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高く、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合。その際、換気や可能な限り生徒の間に十分な距離を保つなどの感染防止対策を講じること。
なお、マスクの取外しについては、教育活動の態様や生徒等の様子なども踏まえ、臨機応変に対応すること。
- (5) 「健康観察シート」（令和2年8月17日2教体第1461号別添①）を用いるなど、登校前に自宅において幼児児童生徒の健康状態（検温等）の確認を行うよう指導すること。
なお、登校前に確認できなかった幼児児童生徒については、保健室等において検温や健康状態の確認を行うこと。
- (6) 幼児児童生徒及び職員に発熱等の風邪の症状が見られる場合は、自宅で休養するよう指導を徹底すること。また、同居の家族に新型コロナウイルスの感染が疑われる症状（帰国者・接触者相談センターに相談する目安の症状）が見られる場合も、登校しないよう促すこと。このためには、家庭との連携と協力が不可欠であること。

2 配慮が必要な幼児児童生徒への対応

- (1) 登校に際して、不安を持つ保護者及び幼児児童生徒に対しては、学校で講じる感染防止対策について十分説明し、学校運営の方針等について理解を得るように努めるとともに、幼児児童生徒の不利とならないよう弾力的に対応すること。
- (2) 医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下「医療的ケア児」という。）や基礎疾患等がある児童生徒等については、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断をすること。登校すべきでない判断した場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができること。
なお、医療的ケア児の登校に当たっては、事前に受入れ体制などを学校医等に相談すること。

3 授業等における対応

- (1) 授業前後及び授業中に換気の徹底を図ること。また、幼児児童生徒が密集して活動する長時間の学習活動や近距離での会話や大声での発声を伴う活動をできる限り避けること。
なお、エアコンには十分な換気機能が備わっていないため、エアコン使用時においても換気は必要であること。
- (3) できるだけ個人の教材教具を使用させ、幼児児童生徒同士の貸し借りはさせないこと。
教材、教具、機器及び設備を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。
- (4) 教科等における感染防止のための対応等については、「県立特別支援学校における教育活動の再開に向けた取組について」（令和2年5月8日2教特第354号）に示している「学校の教育活動再開に向けた感染防止のための指導上の工夫（例）」（以下「指導上の工夫（例）」という。）を参考にすること。

4 学校行事

- (1) 運動会、文化祭、学習発表会、始業式、終業式など宿泊又は集団での長距離・長時間の移動（以下「宿泊等」という。）を伴わない学校行事については、本県内の感染状況を慎重に見極め、適切な実施の時期、内容及び方法を検討するとともに、保護者を含む関係者の参観を最小限にするなどの万全の感染防止対策を講じること。
- (2) 修学旅行など宿泊等を伴う学校行事については、本県内及び訪問先の感染状況を慎重に見極め、旅行事業者等と連携し、適切な実施の時期、内容及び方法を検討するとともに、万全の感染防止対策を講じること。

5 通学バスの運行

運行に当たっては、新型コロナウイルス感染症防止のため増便した通学バスを活用し、以下の点に留意の上、適切に行うこと。

- (1) 児童生徒に、発熱がなくても咳や喉の痛みなど風邪の症状がみられる場合は、通学バスの乗車を控えるよう保護者等に要請すること。
- (2) 隣や前後の座席を可能な限り空けるなど、児童生徒の座席位置に配慮すること。
- (3) 通学バスの運行会社に対しては、運転手及び添乗員の健康管理の徹底を図り、体調不良が確認された際は、感染防止の観点から適切に対応するよう要請すること。
また、運行に当たっては、児童生徒の安全確保を第一としつつも、可能な限り換気に努めるよう要請すること。

6 学校給食の実施

指導上の工夫（例）を参考に実施すること。

7 寄宿舎の利用

以下の点に留意の上、寄宿舎の利用を行うこと。

- (1) 寄宿舎を利用する児童生徒については、自力通学や保護者による送迎などの協力を求め、利用者の削減に努めること。
- (2) 食事や入浴等の利用時間をずらすなど、密集の状態とならないようにすること。
- (3) 食事の際は、可能な限り間隔を空け対面で座らないようにするとともに、会話を控えるよう指導すること。
- (4) 児童生徒が身体的な距離を適切に保つよう指導すること。

部活動の留意事項

体育スポーツ健康課・特別支援教育課

部活動の実施に当たっては、以下の点に注意すること。

また、今後も新型コロナウイルス感染症に係る対応が続くことが考えられることから、「新しい生活様式」を踏まえ、引き続き感染症防止対策を徹底すること。

なお、県のホームページ等により、感染状況の最新の情報を入手し、生徒が感染する可能性がある場合は、躊躇なく計画の変更・中止等を行うなど適切な措置を講じること。

1 感染症防止対策について

- 活動前・活動中・活動後の健康観察を十分に行うとともに、体調がすぐれない生徒は速やかに下校するよう指導すること。
- こまめな休憩を挟み、その都度うがいと手洗いを徹底するよう指導すること。
- 給水用のボトルやコップ、タオル等は共用しないよう指導すること。
- 器具や用具（トレーニング器具や楽器、調理器具、実験器具等）を共用で使用する場合は、使用前後に手洗いを行わせること。
- 室内で活動する場合にはこまめな換気や手洗いを行うとともに、消毒液の設置や生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）の消毒を行うこと。
- 狭い場所等で生徒が密集する活動や向かい合って発声したりする活動については、感染状況等を踏まえ、密集せずに距離を取って行うことのできる活動に替えるなどの工夫をすること。
- 部室等の利用は短時間とし、一斉に多数の生徒が利用しないようにするとともに、部室内での会話は控えるよう指導すること。
- 運動時のマスクの着用については、「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について（令和2年5月21日2教体第549号）」で示した事項を十分に踏まえた対策を講じること。

2 活動実施について

- 「福岡県運動部活動の在り方に関する指針」、 「福岡県文化部活動の在り方に関する指針」に則り行うこと。
- 各中央競技団体等が示す感染症拡大予防ガイドラインに基づき、活動を行うこと。示されていない競技については、中央もしくは県の競技団体に問い合わせの上、その指示に基づき活動すること。
- 県外における対外試合や合宿等については、「新型コロナウイルス感染症への今後の対応について（令和2年5月29日2保総第717号）」に基づき、6月19日以降とすること。ただし、当該地域の感染状況を踏まえ、慎重に判断すること。

また、「県外における体育的行事及び学校行事等の取扱いに係る追加資料について」（令和2年7月17日2教体第1086号2教高第2164号2教特第975号）に基づき、計画書等提出の際は、「新型コロナウイルス感染症防止対策について」を添付して提出すること。

生徒が「感染しない」、「熱中症にならない」、「ケガをしない」よう、万全の対策を講じた上で活動し、スポーツや文化及び科学等に親しませるとともに、体力や技術・能力の向上を図るような「新たな部活動の在り方」を構築しましょう。

※ 「各中央競技団体等が示す感染症拡大予防ガイドライン」は、各中央競技団体のホームページよりダウンロードできる。また、（公財）福岡県スポーツ協会のホームページのリンク集から各中央競技団体のホームページにアクセスすることができる。